

名張市地域防災計画及び名張市水防計画（令和5年度版）の改定について

1. 名張市地域防災計画及び名張市水防計画の改定の趣旨

名張市地域防災計画は、災害対策基本法等に基づき本市の災害に係る予防、応急対応及び復旧の基本的な事項について、本市、国等の関係機関及び市民等の役割を規定しているものです。

また、名張市水防計画は、水防法に基づき県から指定される指定水防管理団体として、本市が洪水による水災を警戒又は防御することにより、被害を軽減し、公共の安全を確保するため、必要な事項を規定しているものです。

それぞれの計画は、各法に基づき、毎年検討を加え、必要があると認めるときは修正をしなければならないこととされています。

今回作成した名張市地域防災計画・名張市水防計画（素案）は、名張市防災会議委員への意見照会の結果等を踏まえた上で名張市立病院の地方独立法人化に伴い市の機関から同病院に係る字句を削る変更をはじめとして、記載内容を最新のものに更新したものです。今後は、令和8年2月開催予定の名張市防災会議に諮り、改定します。

2. 名張市防災会議委員等からの主な意見

(1) 伊賀地域防災総合事務所

- ・誤記の修正、表記の適正化

(2) 津地方気象台

- ・素案策定後に発表された南海トラフ地震関連事項の更新に伴う修正
- ・気象に係る避難情報用語の定義変更に伴う修正
- ・誤記の修正、表記の適正化

(3) 有識者（みえ防災コーディネーター名張支部）

- ・誤記の修正、表記の適正化

(4) 総務企画委員会協議会（令和7年8月7日）における意見

- ・素案において資料集から削除した南海トラフ地震関連情報の再掲載の検討

3. その他

今後については、令和8年2月5日の名張市防災会議を経て、同年3月中に本計画を改定し、県へ報告する予定です。